

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎予算特別委員会委員長の審査報告、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第35号、日程第2、議案第36号、日程第3、議案第37号、日程第4、議案第38号、日程第5、議案第39号、日程第6、議案第40号、日程第7、議案第41号、日程第8、議案第42号、日程第9、議案第43号、日程第10、議案第44号、日程第11、議案第45号、日程第12、議案第46号及び日程第13、議案第47号までを議題とします。

議案第35号から議案第47号までは、予算特別委員会に付託してありますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、中野大徳君。

1番、中野大徳君。

〔予算特別委員会委員長 中野大徳君 登壇〕

○予算特別委員会委員長（中野大徳君） 予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を只見町議会会議規則第77条の規定により報告します。

本件は、平成28年3月11日、14日、15日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審議しました。

1、議案第35号 平成28年度只見町一般会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとなりました。（1）行政改革の推進について。現在の行政改革大綱による推進期間は平成28年度が最終年次となる。一層の推進に努め財源の確保と職員の資質の向上に努められたい。（2）補助金の適正な執行について。前年度、事業の未執行等で予算減額された老朽危険空き家除却費補助金、地元産材活用支援事業補助金等については、要綱等が住民の利便に合わないことも考えられる。要綱等の見直しを含め有効な補助金の支出に努められたい。（3）超過勤務について。本年度予算において、前年対比人件費

総額は増加する等、改善が図られていない。年度途中の補正予算がないよう厳しく管理職における労務管理を徹底するとともに、今後、採用年齢にも十分考慮すべきである。

2、議案第36号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

3、議案第37号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計予算について。審査結果。本件については、次の意見を付して採択すべきものとした。(1)朝日診療所の運営について。長期の運営計画に基づく、将来を見据えた新たな運営体制のあり方を検討されたい。

4、議案第38号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

5、議案第39号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

6、議案第40号 平成28年度只見町介護老人保健施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

7、議案第41号 平成28年度只見町訪問看護ステーション特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

8、議案第42号 平成28年度只見町地域包括支援センター特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

9、議案第43号 平成28年度只見町簡易水道特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

10、議案第44号 平成28年度只見町観光施設事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

11、議案第45号 平成28年度只見町交流施設特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

12、議案第46号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

13、議案第47号 平成28年度只見町朝日財産区特別会計予算について。審査結果。本件については、原案のとおり採択すべきものとした。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今、委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問ござ

いませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質問なしと認めます。

次に、各議案ごとに、順次、討論・採択を行います。

議案第35号 平成28年度只見町一般会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

4番、山岸フミ子君。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○4番（山岸フミ子君） 私、この一般会計予算に反対の討論をいたします。

只見町に安心して住み続けることができればという願いは年老いた人達の共通の願いです。消費税は上がり、年金の目減りに暮らしは大変だとの声が大きいです。町民に生活が豊かになったという実感がありません。そんな中で、長年、みんなに喜ばれてきた町独自の制度、福祉商品券を当初予算より削ったことに強い怒りを覚えております。国の臨時的な支給があるからという理由ですが、働いている人はボーナスが年2回あります。何年に一度かわからない1回の臨時的支給があるからといっても、何ももらいすぎではないと思います。民生費で個別の予算の額は少ない。毎年度みられる多額の不用額ができるような予算の立て方を見直すことが先決であると思います。きめ細かで、町民に寄り添った行政を進めていくとの言葉に反映されている予算とは思えません。今、福祉商品券受給されている人達は今まで町の発展のために一生懸命働き、底辺から支えてきた人達です。福祉商品券は本当に喜ばれていることを私は聞いています。これを削ることは絶対承認できません。よって、今年度の予算に反対します。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 賛成の立場で、35号につきましては、一般会計全般について、款・項・目・節と慎重審議を一日半日を時間をかけて、全員で質疑・議論・討論をしながら、今、特別委員長の報告のとおり、35号につきましては3点ほどの意見を付してありますけれども、まさにそのとおりの意見。これも、今、反対意見の山岸議員以下、9名ですか、11名

が賛成をしております。賛成の立場で代表して申し上げます。賛成であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

議案第35号 平成28年度只見町一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第35号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第36号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第36号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第36号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 37 号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 3、議案第 37 号 平成 28 年度只見町国民健康保険施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第 38 号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 4、議案第 38 号 平成 28 年度只見町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第 38 号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第39号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第39号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計
予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第39号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第40号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第40号 平成28年度只見町介護老人保健施設特別
会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第40号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第41号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第41号 平成28年度只見町訪問看護ステーション
特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第41号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第42号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第42号 平成28年度只見町地域包括支援センター
特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第42号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第43号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第43号 平成28年度只見町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第43号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第44号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第44号 平成28年度只見町観光施設事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第44号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第45号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第45号 平成28年度只見町交流施設特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第45号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第46号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第12、議案第46号 平成28年度只見町集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第46号は可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第47号の討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第47号 平成28年度只見町朝日財産区特別会計予算の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

採決いたします。

本案の委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 挙手多数です。

よって、議案第47号は可決されました。



◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君）　　ここでお諮りをいたします。

町長より、議案第４８号　第７次只見町振興計画の策定について、同意第１号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２とし、日程第１４以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４８号、同意第１号を日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕



◎議案第４８号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君）　　それでは、追加日程第１、議案第４８号　第７次只見町振興計画の策定についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君）　　それでは、今ほど配付させていただきました追加議案書に沿いまして説明させていただきます。

最初に、議案第４８号　第７次只見町振興計画の策定について説明いたします。

第７次只見町振興計画を別紙のとおり策定することについて、只見町議会基本条例第１７条第１項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

一枚めくっていただきまして、これは答申書の写しを添付させていただいております。３月１０日付で振興計画審議会会長、菅家二千六氏からの答申をいただいております。この中

の意見等につきましては振興計画書の説明した後に、またここに戻って説明させていただきたいと思います。

一枚おめくりいただきたいと思います。第7次只見町振興計画。ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち。自然首都・只見の挑戦「人と自然の共生」というタイトル並びにサブタイトルを付けさせていただきました。

一枚めくっていただきまして、これは町長の挨拶でございまして、次から目次ということで基本構想、基本計画。そして資料編という構成になってございます。

ページめくっていただきまして基本構想、下段に1と、1ページの表記がございます。基本構想めくっていただきまして、第1章といたしまして振興計画策定のあらましということで、計画策定の趣旨。それから計画の性格。計画の期間と構成というふうに書かせていただいております。趣旨につきましては、昭和44年から振興計画を策定して以来、町の最上位計画として策定して、それに基づきまして議会の予算議決、計画のお認めをいただきながら事業を展開してまいりました。第6次振興計画策定時におきましては、市町村合併の大きな流れがありましたが、本町につきましては合併を選択しないで自立したまちづくりを進めていくということで進めてまいりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災、また新潟・福島豪雨等のそういった災害等に見舞われながらも、町民並びに関係者の皆様のご努力がありまして、懸命に町政を推し進めてきたところでございます。第7次につきましては、第6次振興計画の理念を引き継ぎまして計画したところでございます。その第6次計画中の途中におきましては、平成18年に自然首都・只見宣言を行いました。そして平成26年には国内7番目の只見ユネスコエコパークの登録をいただいたところでございます。今後は第6次振興計画を引き継ぐこと。理念を引き継ぐこと。ユネスコエコパークの登録が実現したことをこれからのまちづくりの糧といたしまして、第7次振興計画を策定していくという趣旨を書かせていただいております。計画の策定、性格。次の期間と構成については従前どおりの考え方でございます。そして4ページでございしますが、計画を実現する手法につきましては、PDCAサイクルということで、しっかり計画に沿って実行して、それをチェックして、また見直しするというサイクルが不十分であったという反省も踏まえまして、今般は下段のほうに、3年過ぎた段階の4年目、6年過ぎた段階の7年目、最終年の10年目にそれぞれ実施するというふうに年次を設けました。行政自らが行うことは当然でございしますが、今回、計画づくりに携わっていただいた専門部員の方々も中心に実施して、そのチェ

ック体制。それを見直しに繋げていきたいというふうに記載してございます。

5 ページからが見見町が目指す10年後の姿ということで、自然・文化・歴史に育まれた只見らしさに誇りと愛着を持つまちづくりというタイトルを付けさせていただいております。これはあの、国の大きな、今までの流れを書かせていただいて、先ほどの趣旨の中でも申し上げましたように、6次振興計画の趣旨を引き継いで、7次振興計画を策定したということでごさいます、下から6行目から特に強調したいのが、少子高齢化・人口減少による地域活力の衰退、若い世代や女性たちの町づくりへの参画、子ども達の健やかな成長、そして人の賑わいの創出など、第6次振興計画においても解決できなかった課題や時代変化に伴う新たな課題が生じてきましたということで、ここに特に重きを置いてやっていくということでございます。それにあたっては、下から2行目ですが、人と自然の共生を標榜しということで、これをしっかり、考え方の基に持ちながら、先ほど申し上げました課題に向かって取り組んでいくという考え方でございます。

そして、6ページにつきましては、まちづくりと只見ユネスコエコパークということで、今までの関わりの部分。そして、ユネスコエコパークの概要。7次振興計画とユネスコエコパークの関わりということでそれぞれ記載させていただいております。そして、8ページ・9ページにつきましては、時代背景と只見ユネスコエコパーク創生プロジェクトということで、今ほどらい申し上げてきたことを、こういった表といたしますか、ポンチ絵といたしますか、こういった形で表して見やすくさせていただいたつもりでございます。

10ページ、写真ありまして、11ページに目指すまちづくりの基本目標と理念ということで、まちづくりの基本目標といたしましては、自然・文化・歴史に育まれた只見らしさに誇りと愛着を持つまちづくりでございます。そして、基本理念といたしましては、ブナと生きるまち 雪と暮らすまち 心豊かに生きるまち、自然首都・只見の挑戦 人と自然の共生でございます。そういったことでここに掲げてございます。

そして、12ページから五つの施策の大綱ということで掲げております。まず一つといたしまして、自然と共生するまちづくり。これがまず今までの6次振興計画の理念を引き継ぐ、自然首都宣言をしたユネスコエコパークに登録になったという、一番、まちづくりのベースというふうに考えておりますので、自然と共生するまちづくりでございます。2番目に、文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくり。まさに人材地域づくりということで、人づくりが大事だということで、文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくりを2番目に掲げて

ございます。そして、3番目に、住民協働という表現も6次ではございましたが、ここでは住民が主役のまちづくりということを掲げて、住民が主役のまちづくりを推し進めていきたいと。4番目に住みやすいまちづくりということをここに掲げております。そして、14ページに、5番といたしまして、働きがいのあるまちづくりという、この五つの柱を大綱として定めたものでございます。そしてそれぞれには、施策として、また12ページに戻りますが、自然と共生するまちづくりであれば、1番目から6番目。あと2につきましても5本。3につきましても6本。4につきましても6本というように、それぞれ施策をここに掲げております。14ページにつきましても6本の施策があるということで、これに基づいて基本計画を定めております。

そして、15ページ以下が基本計画ということになります。

14ページまでが、基本的に議会の議決をいただくところになりますが、関連がありますので、若干説明させていただきたいと思っております。

15ページが基本計画ということで、先ほど申し上げました柱に沿って5本でございます。そして、自然と共生するまちづくり。16ページ、タイトルついております。17ページから、まず自然保護意識の醸成ということで、まず現状と課題ということを書かせていただいて、基本方針を書いてあります。そして、主な施策ということで自然環境の保全であれば、例えば自然環境の基礎調査の実施であるとか、こういった大きな項目、主要項目を書かせていただいているという、(2)の自然の利活用につきましても大きく6項目書かせていただいているという、こういった作り方になっておりまして、19ページにつきましても同様に、雪と共存するまちづくりということで、現状と課題、基本方針、主な施策というふうに書いてあります。特にあの、20ページの(2)、豪雪地帯でありますので、雪に負けない地域づくりということで、除雪オペレーターの育成であるとか、通学路の点検と安全対策の充実、高齢者世帯等の除排雪支援体制の充実と、雪国に適した道路整備の実施と、様々、従前からお話はあるところではございますが、こういった雪に負けない地域づくりを進めていくということで主な点をここに掲げてございます。21ページ、道路網の整備と定住環境の整備でございますが、ここに21ページの主な施策の中に、(1)国道・県道の整備促進ということで、②国道289号八十里越の開通を見据えた只見地内と入叶津地内のトンネル化の推進ということではっきり書かせていただいております。それから、それが22ページのほうにも定住環境の整備ということで、住宅整備と併せまして空き家活用、あとは空き家を未然に防

ぐための新たなモデル事業の創設であるとか、只見産材を利用したモデル住宅の普及啓発と支援制度の充実。それを実態に合った形で充実を図っていくと。そして、地域に合った在来工法の伝承・研究活動の実施ということで、あとはここ、三条市までの道路が、八十里が開通するとこんなふうになりますという絵を付けさせていただいております。それから、23ページ。これは自然と調和した地域イメージに合った景観づくりということで、必ずしも、景観条例ございますが、全てが全て、それに沿った形になっていないという反省もございませので、ここで自然と調和した街並み景観の創出ということ。そして、うつくしい山並み景観づくりの推進を図っていくというふうに掲げてございます。それから以下、25ページですが、水環境の保全と上下水道の整備。26ページ、環境衛生ということで、このような形で第1章をまとめてございます。

以下、第2章以下につきましても、同じ構成でございます。特に将来の只見を担う子どもたちの教育の充実ということで、主な施策として29ページにそれぞれ掲げてございます。こういった主な施策でございますが、こういったものに重点的に取り組んで、只見を将来、担ってもらふ子どもたちの充実を図っていききたいと。30ページがいろいろカタカナ用語出てきますので、その説明を載せてあります。32ページ、家庭教育力の向上ということで、同じく子育てサークル・子育て教室の実施ということで、子を持つ家庭教育力の向上であるとか、そういった支援をしていきたいということで掲げております。その次に魅力ある生涯学習の推進というふうに35ページ続きます。36ページが地域文化の振興ということで、これにつきましても文化財の保護と伝承であるとか、様々、今、教育委員会を中心に取り組んでおりますが、こういった環境整備と伝承に努めていくということでございます。38ページが生涯スポーツ・レクリエーションの推進ということで、ここに掲げてある事業を進めていききたいと。40ページが小学校の児童数の見込みのものを棒グラフ、只見高校生徒数の推移ということも同じく棒グラフで資料として付けさせていただいております。

42ページが第3章になります。これが集落・振興センターなど住民交流を主体とした地域づくりということで、ここに掲げてある主な施策を展開して、住民と行政が協働したまちづくりの推進を図ってまいりたいという考え方でございます。45ページ、新たな視点による地域づくりということで、移住者、Iターンの方に対する情報提供等の仕組みであったり、地域おこし協力隊の活用の推進を図っていくということで優位の人材確保に努めてまいりたいという考え方でございます。47ページが行政情報の積極的な公開と公聴機会の充実とい

うことで、現在、月1回出している広報と毎週出している広報とございますが、さらにその充実を図っていくために、SNSであるとか、動画配信サイト、それからコミュニティFMを活用した行政情報の発信であるとか、集落座談会、出前講座等の継続・充実を図っていきたいという考え方をここに記載させていただきます。そして、大切な広聴機能につきましても、住民の生の声が行政施策に反映される仕組みづくりということで、計画段階から住民意見を取り入れて反映できる仕組みづくり、集落座談会など、気軽に住民が政策提言できる場や雰囲気づくりの確立についても努めていきたいという計画でございます。49ページ。効率的な行財政運営でございますが、これにつきましては、効率的な行政運営ということで、組織の問題、職員の定員管理、適正な給与水準、行政評価、職員の能力向上と意識改革の徹底。あとは行政が行っている業務でありましても、内容によっては民間委託の推進。第三セクターの経営改革の推進と情報公開ということをごここに掲げております。また効率的な財政運営では、ふるさと納税の更なる積極的な活用と返礼品の充実。クラウドファンディングを活用した新たな事業の積極的な展開。それから町税、使用料等の収納率の向上に努めていく。効率的な財政投資と新たな財源対策に努める。町有財産の適正管理、遊休資産の効果的な利活用にも努めてまいりたいとするものでございます。51ページがICT、情報通信技術の活用でございます。こういったICTを活用して行政サービスの推進を図るとともに、情報セキュリティにも十分注意してまいりたいと、配慮してまいりたいと。そして、情報通信基盤の活用ということで、防災・観光情報等にも活用を図っていききたいとするものでございます。53ページ、総合的な土地利用・公共交通体系の確立でございますが、土地利用の推進と公共交通事業の確立でございます。土地利用につきましては、現在、様々な課題を抱える中で、話し合いを持ったうえで、土地利用の推進、また遊休土地も含めます活用の促進に諮っていききたいというものでございます。公共交通体系につきましては、表現、あまり馴染はないかもしれませんが、団子の串交通網の整備ということで、集落、小さな集落、小さな拠点という言い方も別にしてますが、集落・公共施設・商店等を団子の串のように結ぶような交通網の整備を図っていくと。あとは高齢者の方を中心に交通手段を持たない方に対応した新多目的交通システム、今、雪んこタクシーの利便性向上。あとはJR只見線の不通区間、現在、只見川口間不通でございますが、その解消による早期全線開通。それから只見線の観光路線化の推進。生活鉄道ではございますが、観光面をより色濃く出して、再開通に結び付けたいと。で、観光客、来町いただいた方に対する町内の利便性のある町内交通システムの確立と

見直しと。それから人とものを運ぶバスとか、そういったのを観光客の利便性向上と併せて取り組んでいきたいとするものでございます。

55ページが住みやすいまちづくりということで、56ページから共に支え共に生きる福祉のまちづくりとということで、地域包括ケアシステムの構築でございます。主な施策として56ページ下段に記載がございます。それが57ページまで、地域福祉の推進、生活に困窮なされている方に対する支援と充実、自立した暮らしを支える体制の確立ということを書かせていただいております。それを図示したのが58ページ・59ページがその目指すべき地域包括ケアシステムの姿ということで記載させていただきます。60ページ、健康でいきいきと暮らせるまちづくりということで、この5本の柱によって進めていきたいということで、61ページに主な施策といたしまして、健康的な公共施策づくりということ、健康を支援する環境づくり、集落・地域の活動の強化。こういった健康を保つための普及・推進。ヘルスサービスの方向転換ということ書いてございますが、こういった助言・指導もしていきたいということに記載させていただいております。62ページが、安心して子どもを産み育てられるまちづくりということで、重点項目でございますが、少子化の時代に対応した地域ぐるみで子育てに対する理解を深めて、地域のニーズに合った的確な子育て支援をしていくための施策を展開してまいりたいということでございます。まず健やかな成長を育む環境整備。それから安心して産み育てられる環境づくり。現在、朝日診療所は一次医療機関でございますが、でございますが、できうれば、皆様の声が大きくあったんですが、専門の小児科医を迎えることは難しいかもしれませんが、総合医療という分野がございますので、小児科医療も受診できるような、そういった様々な、運動等含めた、議会と一緒に運動も含めた取り組みを図っていききたいと。延長保育の実施。各種検診の継続。そして、見守りでございまして、様々な、冬期・雨天時などもございますが、親子でともに遊べる場の整備であるとか、発達段階に応じた食育の啓発・推進。こういった地産地消型の給食の推進も図っていききたいと。家庭が、全ての家庭が安心とゆとりを持てるということで、障がいを持たれたお子様に対する支援等も充実していきたいと。未婚化・晩婚化対策ということで、こういった場づくり、様々な出会いの場の創出、セミナー等も展開していききたいというふうに考えてございます。64ページ、高齢者が健康でいきいきと暮らせるまちづくりということで、ここに、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らせるまちづくりが、誰もが望まれる姿だということで、それに沿えるような事業展開をしていききたいということで、例えば64ページでございます

が、(1)③。これもあの、表現があまり行政の中では使わないかもしれませんが、高齢者等の身近な寄合場の提供ということでカッコして、1集落・1喫茶店の展開ということに記載させていただいております。それからシルバー人材センター。様々課題はございますけども、引き続き、その努力に努めまして、設立等による高齢者の雇用機会の創出を図ってまいりたいと。次、65ページから保健・福祉・介護・医療の連携ということで、在宅高齢者を支援するための緊急通報システム、除雪保険支援事業の維持、充実。そういった認知症の方、地域全体で高齢者を支え合う、見守る体制の環境整備、意識の調整を図ってまいりたいと。あとは高齢者住宅等の整備も進めていきたいと。介護予防、在宅医療、介護連携ということで、それぞれここに記載をさせていただいております。66ページ、障がいの有無に関わらず共に生きるまちづくりということで、障がい者福祉の充実。障がい者の社会活動への参加促進ということを書かせていただいております。それにつきましては、それぞれ、施設のバリアフリー化は当然といたしまして、共同生活援助施設、グループホームの整備。それから障がい者の社会活動への参加促進ということで、様々な雇用の奨励と啓発。イベント等への参加促進支援、ボランティアの育成ということ、67ページに記載させていただきます。68ページが安心して暮らせるまちづくりということで、これはあの、地域に生きる中でとても大切なことのまた一つでございますが、地域医療体制の充実、消防団組織の育成強化と危機管理体制・災害防止、安全対策の充実、要援護者に対する支援体制の強化ということを3本の柱にしております。それぞれ、救急医療体制の充実、朝日診療所と二次・三次医療機関との連携強化。この中には三条市に将来できます新潟県中央病院ということもその連携の範囲に入ってくるもの。それが④であります国道289号線の開通を見据えたという表現になっております。それから(2)につきましても、消防団組織はとても大事な組織でございますので、その育成強化等も併せて充実を図っていきたいということでございます。そして、要援護者に対する支援体制も強化も、当然大事でございますので、地域見守り緊急システム、そういった様々な避難行動につきましても、名簿を作成するとか、一部やっておるものもございませうけども、そういったのを充実を図っていきたくとするものでございます。

70ページが最後の5章になります。働きがいのあるまちづくりということで、まず71ページ、受け継ぎ託す、プライド農業の実践ということで、これは5本の柱、農業の公益的機能の維持。担い手の育成・確保。高収益・高付価値農業の展開。効率農業の推進、農業経営の安定というふうになっております。農業の公益定期機能が71ページ、担い手育成確保

につきましてもこのような組み立てになっておりまして、72ページにつきまして、特に④女性農業者、高齢農業者による生産活動の推進ということで、必ずしも大規模農家だけではない、こういった高齢農業者、まだまだあの、ご活躍いただける方々に対して生産活動へ携わっていただくような取り組みもしていきたいと。それから、新規就農者の受け入れ態勢の整備、支援。それから建設業と異分野業種の農業への転換と支援、六次化、様々含めてやっていきたいと。そして(3)につきましても高収益・高付加価値農業の展開ということで記載ございます。以下、効率、農業の推進と。それから農業経営の安定ということで、特に②では、新たな販売ルートの発掘と産直直売の実施とインターネットの活用であるとか、人材センターからの派遣による繁忙期等の人出不足の解消であるとか、耕作放棄地解消と農業地利用集積等への資源等を記載してございます。73ページ、豊かな森林を活かした林業の振興ということで、これは林業の振興と特用林産物の活用ということを記載してございます。林業の振興にあたりましては、町産材の流通と循環型利用拡大の取り組みを図ってまいりたいということがございますし、その林業後継者の育成と支援。それをやっていくための林道の整備・保全等もここに記載がございます。特用林産物の活用につきましては、様々な、放射性物質の関係とか様々ございますが、将来に向かいまして必ずそれが有効活用が図っていかねばならないという地域性もございますので、そういったことにつきましても取り組んでいきたいということで書かせていただいております。74ページが水の郷にふさわしい水産業の振興ということで、内水面漁業の振興と生産基盤の整備という二つに分かれております。現在、町内、伊南川を中心に資源調査等やっておりますが、さらに内水面水産試験場を通じた技術的助言、そういった振興、漁協さんによる放流事業の実施、カワウ対策等の振興策。それから産業間連系による加工・流通ルートの確立。漁業組合・生産者の育成支援。そういったことも図っていきたいということで基盤の整備も図ってきたいというふうに考えてございます。75ページが活力と賑わいそして持続ある商工業の発展ということで、ここにつきましては地元根差す商業の展開。観光商業への対応。工業基盤の整備。時代に即応した既存企業の育成・支援ということで、76ページにつきまして、地元根差す商業の振興では、ここに七つほど記載ございますように、現在も様々取り組んでいただいておりますが、例えば②新規開業を支援する、例として、トレーラーハウス等となっておりますが、これ、地元産材を使ったそういった、それに同等のものも当然含みますけども、例えといたしまして、トレーラーハウス等による、まちなかへのチャレンジショップの設置ということで、若

い人が中心にそういった新規開業を支援するような場づくりを支援していきたいと。そして、複合施設等商業企業施設の整備検討であるとか、そういったのを掲げております。観光商業への対応につきましては、何と申しましても289号八十里越を見据えた中心市街地の整備。様々な課題はございますけども、JR只見駅、役場新庁舎を中心とした中心市街地の整備と、ひと・ものの流れの連携を図っていかなければならないというふうに書かせていただいております。それから、自然資源を活かした特産品ということで、ブランド化、ふるさと納税返礼品等にまず利用をしていくと。それから引き続き、宿泊・飲食事業者に対する持続化・創業支援。観光客の立ち寄り拠点である道の駅の整備。様々なインターネットによる通販であるとか、郷土料理や只見の地場産品を活かした商業の活性化。空き店舗・公共建築物等の有効活用を図っていきたいと。工業基盤の整備につきましては、ものづくり三条と道路で結ばれるときがやってまいりますので、そういった制度資金を活用した経営安定化支援と併せまして、新潟県三条市のものづくり学校との戦略的な連携を図って、技術力向上・人材確保のための各種支援制度の充実を図ってまいります。また企業の誘致のための用地確保と魅力ある優遇措置の創出を図っていきたいと。時代に即応した既存企業の育成・支援ということで、雇用確保のための奨励金・優遇措置の創出。様々な、このような支援策を通じていきたい。そして地元高校卒業者が町内企業へ就職、就業できるような支援制度も創出をしていきたいというものでございます。77ページが地域経済の発展を担う魅力ある観光の進展でございまして、魅力ある観光地づくり。誘客促進。ふるさと交流都市で、また近隣市町村との積極的な交流を図っていくと。JR只見線を活用した新たな誘客の促進でございます。魅力ある観光地づくりでは、まちづくり会社の設立。(仮称)といたしまして、株式会社自然首都・只見という組織の立ち上げ。そういった地域マネジメント組織の立ち上げによる日本型DMOによる観光地域づくり。そういったあとはあの、統一案内板。いろいろ、看板の多言語化による看板設置であるとか、あとは旅行村等を中心としたアウトドアの充実。それから観光デマンド・レンタカーの整備。エコツーリズム。エコパークの情報発信であるとか、様々な連携を図った中での取り組み。あとイベント開催時の観光施設への周遊誘導策等も考えていきたいと。観光客の誘客促進では、フリースポット拠点の整備と充実。SNS等の強化・充実。それから六十里・八十里の観光路線の活用推進。それから環境教育、教育旅行の積極的な推進。着地型旅行商品の企画・開発でございます。それから国際化に対応したものと、あとは広域連携。道の駅・川の駅などの拠点整備。ふるさと交流都市でございまして柏市、近隣

の三条市、魚沼市等含める様々な、郡内は勿論でございますが、そういった積極的な交流を図っていききたいとするものでございます。そして、JR只見線を活用した新たな誘客の取り組みということで、只見線に手をふろう条例ということで現在も進めておりますが、インバウンド観光推進のためのPRと旅行企画商品の造成。そういったこと。そして只見線を活用した旅行企画・周遊プラン等の提案も観光まちづくり協会等と連携を図って進めてまいりたいと思います。79ページが産業間連携による地域経済の発展でございますが、産業間連携はとっても大事なことでございまして、79ページの(1)。これまたあの、①にございますが、(仮称)でございますが、只見町経済同友会の設立ということで、町内異業種メンバーによる情報交換会の創出をしていききたいと。そして、人材育成プログラムの創出。異業種間の連携・参入に対する支援等を様々図っていききたいというものでございます。そして新商品開発ということにつきましても取り組んでいききたいということ。それから80ページの地産地消の推進ということで、直売所・農家レストラン・農家民宿の整備促進による地産地消の展開。地元木材を利用した住宅建築の整備。こういった地産地消を進めると、あとこういった各種事業の展開を図ってまいりたいということでございます。

ここまでで、一応、基本計画の主な内容でございまして、81ページが第6章といたしまして、主な施策の着手時期の区分ということで、今ほどの基本計画に基づきまして、前期・中期・後期というふうにそれぞれ黒丸でとっております。これが93ページまで続きます。

94ページからが資料編ということで、財政であるとか、人口ビジョンは別にお示ししておりますが、こういったもの、総合戦略の関係も含めて101ページまで。102ページが審議会条例の写しでございまして、103ページが審議会委員の名簿。そして104ページが町長からの諮問文。そして105ページが答申の写し。106ページが策定本部の設置要綱となつてまして、108ページが専門部員の方の名簿。109ページが策定経過となっております。あとは111ページから、専門部員の方々の、10年後の将来像、夢ということをそれぞれ書いていただいたものを資料として112ページまで記載させていただきます。

一番最後、裏表紙になりますが、只見町町民憲章をここに記載させていただいております。

そして、最初の答申のところに戻ります。大変駆け足で説明いたしました、そういった振興計画の案につきまして、3月10日付で町長に対して答申がなされました。これにつきましては、これまで住民と町職員を構成員とする振興計画策定本部専門部会において、短期間に精力的に会議を重ねられ、第7次只見振興計画(案)がまとめられたことに深く敬意を

表します。当審議会は平成27年7月2日付、27総政第184号で第7次只見町振興計画（案）について諮問を受けて以来、只見町振興計画審議会に条例第2条の規定に基づいて慎重に審議を重ねてまいりましたということで、その結果、適当であると認めましたので、ここに答申しますという答申をいただいております。ただ、その後で、尚として、本計画の施策の執行にあたっては、審議の過程において提案した意見を十分に考慮し、国・県等関係機関との連携を深め、住民の理解と協力を得ながら、効率的な執行体制と積極的姿勢で実効性のあるものになるよう推進を図るとともに、次の諸点について特段の配慮を払われるよう要望しますという意見が付いております。これ五つございます。まずこの答申に基づき、速やかに第7次只見町振興計画を定め、計画を着実に推進し、10年後の目標である自然・文化・歴史、只見らしさに誇りと愛着を持つまちづくりの実現に努められたい。2番。只見ユネスコエコパークの登録を実現した当町において、第7次振興計画では、ユネスコエコパークの理念に基づく地域づくりを行い、目標に向けて住民と共に歩むよう努められたい。3、計画を実現する手法について、計画、行動、評価、改善を言及しているが、別にアクションプランを定めて実行を図り、高い効果・成果を求めることに努められたい。4、計画実現には、住民協働によるまちづくりが重要となっているため、その過程である住民との対話に常に心がけ、住民参加によるまちづくりの推進に努められたい。5、本計画の執行にあたっては、住民の理解と協力を得るため、わかりやすい概要版を全戸配布するとともに、広報広聴活動に努められたいという意見が付して答申をいただいております。

以上、大変早口になりましたが、第7次振興計画の策定にあたっての議案提案にあたっての説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で議案の説明は終了いたしました。

確認のために申し上げますけれども、今回の議案としての議決事項は今ほどの説明で基本構想のみというお話でございましたが、これ、間違いないでしょうか。私の聞き違いだったでしょうか。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 基本構想を中心に申し上げましたが、基本計画については主なものを記載してございますので、基本計画についても、当然、それは見ていただきまして、ただあの、いろいろ実施していく中では評価と併せて逐次、4年、7年、10年ということで、事業の進捗に合わせて見直しする必要があるかもしれませんが、基本構想と基本計画含

めて見ていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 見ることは当然なのですが、議決事項としては基本構想のみというお話ありましたけども、そういう認識でいいですか。

○総合政策課長（渡部勇夫君） いや、私の言葉足らずで。基本構想がまず前段にありまして、基本構想、そして基本計画につきましてもご審議をいただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 基本計画も議決事項になっていますので、この前の全員協議会でもそのように総合政策課長申し上げましたので、その辺の認識は確実にひとつ、認識していただきたいと思います。

よろしいですか。

それでは、ここで、暫時、休議をいたしますが、せつかくの第7次振興計画でございますので、全員協議会に切り替えて、皆さんからいろいろの質疑をいただいて、より良い計画ということにしていきたいということでございますが、全員協議会に切り替えたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時、全員協議会に切り替えて質疑を続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時04分

再開 午後 1時25分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、直ちに本会議を再開したいと思います。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○議長（齋藤邦夫君） そうですね。

第七次振興計画の策定についての本会議での質疑です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第48号 第七次只見町振興計画の策定については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第2、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、只見町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、只見町大字小林字下照岡521番地の1。氏名は舟木和一氏であります。生年月日は記載のとおりです。もう御一方は、住所は只見町の大字黒谷字玉島2, 226番地。本名保美氏であります。生年月日は記載のとおりであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、お諮りをいたします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求むることについては、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 賛成多数と認めます。

よつて、同意第1号は原案のとおり同意されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情27-13の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第14、陳情27-13 避難所施設整備に係る陳情書を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

9番、大塚純一郎君。

〔総務厚生常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 総務厚生常任委員会審査報告を報告書に基づきまして下記のとおり報告いたします。

（1）審査事件。陳情27-13 避難所施設整備に係る陳情書。蒲生区長、五十嵐修。

（2）審査経過。本事件は、平成27年8月会議において付託を受け、平成27年8月20日、9月8日、10月20日、11月9日、11月27日、12月4日、12月14日、平成28年1月20日、3月1日、3月7日の委員会で審査をいたしました。（3）決定。不採択。（4）理由。本事件は、蒲生区民の災害時避難場所の確保と併せて耐震基準を満たした安

全・安心な避難所施設の整備を求めるものであります。しかしながら、町当局として避難所の明確な基準がないこと等により、当委員会においては判断しかねることから、協議・検討をした結果、その基準を町に作るよう要望することが先と判断し、不採択といたしました。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、不採択するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第27-13は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情27-14の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第15、陳情27-14 認定外給水施設整備に対する支援と受益者負担金の軽減をお願いしたい件についてを議題とします。

経済文教常任委員長の審査報告を求めます。

経済文教常任委員長、目黒仁也君。

8番、目黒仁也君。

〔経済文教常任委員長 目黒仁也君 登壇〕

○8番（目黒仁也君） 経済文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された、下記案件の審査経過並びに結果について下記のとおり報告いたします。

審査事件。陳情27-14 認定外給水施設整備に対する支援と受益者負担金の軽減をお願いしたい件であります。塩ノ岐区長、馬場清嗣。坂田区長、飯塚信。布沢区長、荒井安行。

3名からの陳情であります。審査経過。本事件については、平成27年8月会議において付託を受け、平成27年8月26日、9月8日、10月28日、11月27日、12月14日、

平成28年1月20日、2月9日、2月25日、3月7日の委員会で審査した。審査結果、採択。理由。本事件は、老朽化の進んだ集落の給水施設を改修したくても高齢化世帯の増加により受益者負担に難儀される高齢者世帯が多く、その改修合意が得られない状況もあることから、町営水道以外の集落営認定外給水施設を整備する際の支援措置について改善を求める陳情であります。当委員会では、町当局、集落区長及び関係者を交えた現地調査並びに集落住民と意見交換を行っており、またこの要望は、日々の住民生活に直結する水の問題であることを念頭に審査をしてきた。現在の支援措置を規定している只見町公共事業補助金交付規則は過去数度の改定を行い現在に至っていますが、高齢化による住民の生活の実態と照らし合わせ再検討する時期にきているものと思われまます。また簡易水道加入者との負担の均衡は必要であります。町水道が敷設されていない特に高齢化が著しい小集落においては、別枠でも支援措置拡充の検討は行うべきとするのが委員会の総意であり、その意向は審議過程において町当局にも一定の理解は得られたものと判断をしております。よって本陳情は採択すべきものと決定をいたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありません。

これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、採択するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第27-14は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎陳情27-15の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第16、陳情27-15 役場庁舎建設の構造計画変更を求める陳情書を議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

9番、大塚純一郎君。

〔総務厚生常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） 総務委員会に付託されました審査経過並びに結果を報告書に基づきまして報告いたします。

（1）審査事件。陳情27-15 役場庁舎建設の構造計画変更を求める陳情書。人口減社会を生きる只見町民の会代表、目黒道人、ほか2名。（2）審査経過。本事件は、平成27年8月会議において付託を受け、平成27年8月20日、9月8日、10月20日、11月9日、12月14日、平成28年1月20日、3月1日、3月7日の委員会で審査をいたしました。（3）決定、不採択。（4）理由。本事件は、役場庁舎建設につき、建設費用が予算額を大幅に増額となることから構造計画の変更を求めるものであり、当委員会としても当初は同様の考えを持っていました。しかしながら、役場庁舎新築工事に係る工事請負費が3月補正において全額減額されることから、町当局と共に建設計画そのものを一から検討することになったと考えるため、当委員会においては協議・検討した結果、不採択といたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより、委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 陳情について、二・三伺いたいと思います。

この不採択の下の理由なんですが、この一から、下から2行目ですね、町当局と共に建設計画そのものを一から検討することになったと考えるため、当委員会において協議・検討した結果、不採択としたということになっておりますが、この理由の中の一から検討するといったようなことは、どういうことを指して一からというふうにお考えなのでしょう。ということは、この前のあの、3月補正の予算審議の中で、動議が提出されて、予算修正がありまして、設計予算の増が減額となったということは私、勿論あの、知ってますが、ただ、その質疑が途中で打ち消されたような形になってしまったので、いろいろ私も、その減額要求の理由なりを聞きたかったんですが、具体的にはちょっと聞けなかったんで、いつか聞いてみたいなと思ったんですが、今日、こうしたことで、目黒道人君の陳情に対して、町当局と共

に建設計画そのものを一から検討することになったということを書かれております。私はやはりあの、庁舎みたいに、これほど規模の大きいことを考えた。そして、去年の3月議会には…

○9番（大塚純一郎君） 議長。

今、私、報告している分から過ぎた部分の質問となっていると考えるため、この部分に対しては、ちょっとこのまま質問されることに対して異議を申し立てます。

○2番（藤田 力君） いや、私、過ぎた分ですが、この表現に関係している分なんで、続行させていただきたいと思います。

よろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 委員会の報告ですから、委員会の審議の経過・結果だけにしていただきたいと思います。

よろしいですか。

○2番（藤田 力君） 結果です。理由の決定ですから。

やはりですね、これが、委員会でこういう形で決められて、この本会議で採択というふうになれば、これは、只見町議会としての意思決定になると思いますので、私はこういう表現はまずいんじゃないかなというふうに思います。そのことについて、どういうふうにお考えでしょう。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） 今ほど報告書に基づいて報告しましたとおり、審査経過といたしまして、27年8月20日から3月7日まで委員会として審査した結果を今述べさせていただきました。今ほどの藤田議員の質問に関しましては、3月10日の3月補正において修正動議の件だと思いますが、私といたしましては委員会報告は3月7日までに、8日間、8回に亘りまして審議した内容の報告をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今おっしゃいましたが、3月10日の議会で減額になったという、その状況が、やはりこの文書に関係あるんじゃないかなと思うんですが、この一からというのは、どういうその、一からなんでしょう。

○9番（大塚純一郎君） どういう一から。そう言われるのであれば、今までこの議会におい

て、本会議において、それから一般質問において、そしてその予算修正の動議の前後において、検討してきた、議論してきた内容での表現だと、だと私は思って理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目です。

○2番（藤田 力君） それではあの、具体的に、単刀直入に聞きます。その下から2行目に私、こだわってるんですが、町当局と共に建設計画そのものを一からということになってますが、この一からというのは、例えばプロポーザルとか、そういうことからというふうに指しているのか。その点だけお答えください。

○9番（大塚純一郎君） そのような考えで委員会としては議論しておりません。一から、プロポーザルからやるというような審議の内容ではございません。あくまでも委員会で審査した結果を報告させていただきますが、その中で一からという部分に今、藤田議員はこだわったとおっしゃいますが、一からがプロポーザルから検討していくというような議論は一切いたしておりません。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質疑ございますか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 所属委員会からの質問なんで、本来、控えるべきであります。委員長にお伺いしますが、この陳情案件は、陳情案件についてのみの審議だったはずですが、その中にはその、いわゆる今回挙がった予算について、云々ということで、回答の内容はどうかのこのでなくて、陳情案件について審査した経過だと思いますので、その辺は私にも関係ありますので、はっきりしていただきたいと思います。

○9番（大塚純一郎君） 理由でも述べましたとおり、今、7番議員がおっしゃったとおり、陳情案件についてのみの、審議・審査した結果でございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 私から、今、7番議員申し上げましたけど、結局、補正の全額減額というのは、それ陳情案件とか、そういうの関係ないんじゃないかということ、おそらく聞かれたんじゃないかなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） あくまでも、この陳情案件は、建設費用が予算額を大幅に増額となることから構造計画の変更を求める陳情書でございました。その部分の審議・審査はしたわ

けでございますが、そして今、申された全額減額されることから、結局、3月7日の委員会において、予算書といいますか、補正の部分も提出されている中での審議になったわけでございますが、それは3月7日時点では決定されておられません。その部分で、3月補正において全額減額されることから、という表現にしました。その部分を鑑みて、委員会では審議したわけでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） あのね、私、聞きたいの、これあの、構造計画の変更を求める陳情書ですよね。構造計画ということになると、遡るところがおのずから決まってくるよね。違いますか。あの、まったくこの、白紙というか、一からということにこれ書いてあるんですけども、その、いきなりその、構造計画の変更であれば、この文書、陳情書からいいますと、採択にしてもいい文言ではないかなというふうに思えるんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） 今、ここでも書いてあるとおり、委員会としては、当初は同様の考えを持っていました。しかし、その後の、この建築にあたりましてのいろいろの動きも含めて、ともかく去年の8月からここまで、慎重に審議した結果、そのような結論に達したわけでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

8番、目黒仁也君。

○8番（目黒仁也君） これは、要するに予算がないからという意味じゃないんですか。予算が落とされるから一からということは当然だと思うんですけど、そんな意味じゃないんですか。予算がないから、という意味だよ。

○9番（大塚純一郎君） この時点では、そのような考え方、まとめる時点ではそのような結果も加味されるのかもしれませんが。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 副委員長から補足で。

ちょっと、言葉に語弊があるのかなと思うんですけども、当委員会としても、構造変更を求めるということ自体は全然反対じゃなくて、当初、採択の方向で考えていたんですけども、

ところが、その最中に、予算を全額減額されてしまうとすると、また当局のほうで一から14億なり、16億なり、知りませんが、額を挙げていただかないと、そもそも構造変更も何もない話になってしまうので、建設計画そのものっていうのは、要は建てるのか・建てないのかという話ではなくて、プロポーザルを一からという話でもなくて、予算をもう一度挙げていただくところから始まりますよという意味だったと思うんですけど、だからそんな、皆さんの意図と何ら変わらないというか、ただ、このですね、この陳情は実際に14億円以内に収まるよう構造変更してくれという内容だったんですね。なので、14億というそもそもその数字がなくなっちゃった時点で検討できなくなっちゃったということなんです。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今、石橋さんは僕らに対して説明してくれたと思うんですが、いいですか。いいですか。それに対して質問しても。

○議長（齋藤邦夫君） いや、委員長に質問してください。なんですか。今の答弁に対する質問ですか。

○1番（中野大徳君） その時点では、設計のあれは、予算は、当局は設計のその予算を挙げられたと。それがいわゆるその、今、藤田委員が一からどこまでとか、そういう意味ではなくて、それを議論するための設計の予算は挙がってたと承知してますか。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） 設計の予算は挙がってましたけども、その過程において、その過程を含めて委員会で慎重に審議した経過は、今ここに書いてあるとおりでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに質問ございませんか。

質疑ありませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） ですから、その建設費が、先ほど石橋委員のほうは、なくなったのでと、そういう補足説明をいただきましたけども、要するにその設計を見直すための設計費は挙がっていたので、それは議論できるんじゃないですか。それが、結果的にあの、なくなってしまうんですけども。だから、なくなってしまうと議論ができなくなるので、という理由で、何対何かでだめになりましたけども、そういう理由でこの前、審議したつもりでおりま

すので、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○9番（大塚純一郎君） だから、その辺のところ、この前の3月10日の審議内容は反映されておられません。この分に対して、3月7日までの委員会で審議した内容を報告させていただきましたということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 3月議会始まった時の委員会の後ですよ。だから、なんか、矛盾しませんか。

○9番（大塚純一郎君） 矛盾していません。

この審議内容は、その報告は、それに基づいて出させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 1番。

3回目です。

○1番（中野大徳君） この報告書の提出日は今日であります。だから、今日でありますから、今日の段階での、ね、返答をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○9番（大塚純一郎君） あくまでも委員会の審査報告でありまして、ここに書いてある審査経過は3月7日までの委員会で慎重に協議・検討した結果の報告をまとめて今日、報告書として挙げさせていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

10番、石橋明日香さん。

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○10番（石橋明日香君） 委員会では、7日の時点で、まず14億が減額され、補正が挙がっていたと。ということは、14億じゃない額を改めて出してくる予定なのかなというふうにとったんですね。だけど、この陳情は、あくまでも14億の範囲内で構造変更をお願いするものでしたので、それが出てこないという判断になったんです。心は一緒ですから。一緒なんです。一緒なんです。一緒だけでも、その辺のちょっと、経緯に誤解があるのかなと。あくまでもこれ、今日の時点での判断ではなくて、その、14億減額されていた、プラス、その補正が出ていたというところでそのように理解したんです。私達もすごいこれ、悩んだんですけど、要は構造変更をしてもらうことに何の異議があるわけでもな

く、ただ、この経過上、だってもし、14億を堅持するんだったら、減額補正する必要ないじゃないですか。そこを…

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

動議です。

○11番（鈴木 征君） 委員長報告に対して、俺、議長に申し上げるの。

委員長報告に基づいて、報告について、常任委員会以外の方の質問をされるのが筋であろうなど。しかし、常任委員会のメンバーの中で二人も援護射撃を委員長にするのでなくて、質問者に対して答えているような委員会報告あっていいのかなど。私はこの大事な3月1日、7日は入院して欠席しておりますので、この議論についての結果は出るでしょうけれども、私は賛成だ・反対でなくて、退席させてもらうこと、許可してください。

○議長（齋藤邦夫君） 退席を許可します。

今、11番議員から動議出ましたけれども、担当委員会の委員の方が補足説明することは、何ら、問題ございませんから申し上げておきます。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

なければ、ただ今の委員長報告のとおり不採択とすることにご異議ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第27-15は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎陳情28-2の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第17、陳情28-2 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

〔総務厚生常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） それでは、審査報告を報告書に基づきましていたします。

(1) 審査事件。陳情 28-2 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてであります。日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会、議長、渡部英明。(2) 審査経過。本事件は、平成 28 年 3 月会議において付託を受け、平成 28 年 3 月 7 日の委員会で審査をいたしました。(3) 決定。採択であります。(4) 理由として、本事件は、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるものであります。現在、福島県の最低賃金時給 705 円は、2020 年までを目標とした全国最低賃金時給単価 800 円に比べて低位にあることを理解するものであり、県内労働者の最低賃金を引き上げていくことは生活の安定と労働力の確保、労働人口の県外流失の歯止めに不可欠であると考えられます。本県の復興を促進させるために大変重要と判断することから採択すべきものとしたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、採択するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第 28-2 は委員長の報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎請願 28-4 の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第 18、請願 28-4 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める請願を議題といたします。

総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

〔総務厚生常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○9 番（大塚純一郎君） それでは、報告書に基づきまして報告をいたします。

(1) 審査事件。請願 28-4 看護師・介護従事者不足解消のため、看護師等の労働環境改善で安全・安心の医療・介護を求める請願書。福島県医療労働組合連合会、執行委員長、野地寿子。(2) 審査経過。本事件は、平成 28 年 3 月会議において付託を受け、平成 28 年 3 月 7 日の委員会で審査をいたしました。(3) 決定。採択。(4) 理由。本事件は、看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求めるものであります。安全・安心の医療・介護は、提供者や利用者等共に至極当然のことであり、その実現のためには従事者不足の解消と労働環境の改善は必要と理解できます。このことから採択すべきものとしたしました。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これより委員長審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

ただ今の委員長報告のとおり、採択するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第 28-4 は委員長報告のとおり決定されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君） ここで、お諮りをいたします。

総務厚生常任委員長より、発委第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）、発委第 2 号 看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 3、追加日程第 4 とし、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号、発委第2号を日程に追加し、追加日程第3、追加日程第4とし、議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

[追加議案及び資料配付]

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第3、発委第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

9番、大塚純一郎君。

[総務厚生常任委員長 大塚純一郎君 登壇]

○9番(大塚純一郎君) それでは、福島県最低賃金の引き上げと早期発行を求める意見書(案)を提出いたします。

それでは説明いたします。2枚目を…

[「説明省略」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）は原案のとおり

可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎発委第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第4、発委第2号 看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務厚生常任委員長、大塚純一郎君。

〔総務厚生常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○9番（大塚純一郎君） それでは、看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）を提出し、説明をさせていただきます。

看護師等の…

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第2号 看護師等の労働環境改善による安全・安心の医療・介護を求める意見書（案）

は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務調査等の調査申出

○議長（齋藤邦夫君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務等の調査につき、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出があります。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして準備等をよろしくお願いいたします。

また、各委員会では調査等もよろしくお願いいたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、3月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

3月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可いたしま

す。

町長。

○町長（目黒吉久君） ただ今、3月議会、最後の最後までのご審議をいただいて終了するところでございます。

今般の議会は、皆様方の議会の議員としての任期が、今度、選挙が行われるということで、その前段の最後の議会だったのかなと思いますし、そういう意味合いも込めて、それぞれ一般質問も含め、予算の審議もいただいて、いろいろとご意見をいただいたところでございます。いただいた点の中では、我々も十分考慮、配慮しながらしっかりと前にもって進んでまいりたいというふうに思います。

ただ1点、こうして議会が選挙ということになっていく流れの中で、大きな課題でありました庁舎問題だけは、今の総務委員会の委員長の報告にもありましたとおり、いろいろ、当局、議会、または議員内部においても、それぞれ十分な納得いかないような点もまた見受けられるまま、このままいってしまうことは非常に私としては残念な想いでございます。この点につきましては、少なくとも当初、3月補正の中でご提案いただいた庁舎問題に関する減額と併せて増額の補正の提案を、修正動議になって認められなかったわけでございますから、今、私の状況としましては、当局から投げかけた予算が修正動議で削られたということは、投げかけたボールが皆様方議会のキャッチミットに受け止められないで、後ろにそらされたままの状況だというふうに私思っておりますので、どうかあの、選挙もあるでしょうけれども、限られた皆様の任期の中で、この点についての議会としての対応をどうするのか。であるならば、議会としてどうされるのか。その辺のところの具体的な提案とプランと意見を持ってですね、当局に返していただきたい。それがなければ、この問題はそのままになってまいりますし、それを踏まえたうえでまた我々も、それなりにいちいちそれを一つ一つ吟味させていただいて、皆さんとのひとつの課題を整理していくということができるといふふうにご存じますから、いくら忙しくてもこのところだけはよろしくお願ひしたいと思います。

いろいろと選挙を控えて、心落ち着かないことでもあるでしょうけれども、どうかそのまた、皆さん方の一つの議員としてのまた新たな挑戦も含めて、そしてまた健康に留意されて、またこの場においてくださることを願ひながら、冒頭の解散、散会するにあたりましての御礼を込めながら挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の3月議会は、通算10日間の長い日程でございましたけれども、平成28年度の重要な町執行に係る条例予算等の審議がございました。

平成28年度の予算は自主財源が減少する中でいろいろな課題のある予算でございましたけれども、厳しい内容でございましたが、予算特別委員会を設置し、全ての当初予算について、議員各位の慎重な審議をいただき、予定通り終了できましたこと、厚く御礼を申し上げたいと存じます。

当局には3月議会におきまして、一般質問を含め、貴重な提言、厳しい意見等多く出されました。特に予算特別委員会等の指摘事項については、町執行部におかれましては、それらを十分留意されまして、町政の健全な運営にあたっていただきますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、役場庁舎等の懸案事項の調査、意見調整など、引き続き実施してまいりたいと、そのように考えておりますのでご協力をお願いしたいと思います。

また、これからは雪解けも進みまして、何かと忙しくなってまいります。直前には議員選挙の日程に入っておりますので、お体には十分に注意をされまして、町民の福祉向上のために、また町発展のために、尚一層の御奮闘をいただきますように祈念申し上げましてご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。



◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

どうもご苦労様でした。

(午後 2 時 1 2 分)